

# 収入・控除内容別 確定申告会場フローチャート

令和6年中（令和6年1月1日～12月31日）の状況

給与・公的年金・一時・  
雑・配当収入のみの人

事業（営業・農業・不動産）  
収入がある人

土地の売却、株の譲渡など  
分離所得がある人

下記に1つでも該当しますか？  
・1年目の住宅ローン控除  
・政党等寄附金（税額控除）  
・その他下記＜掛川税務署会場での申告＞に該当する人

下記に1つでも該当しますか？  
・1年目の住宅ローン控除  
・政党等寄附金（税額控除）  
・その他下記＜掛川税務署会場での申告＞に該当する人

フローチャートは一例です。  
該当しない場合や不明な点は、  
税務課市民税係  
(0537-35-0912)まで  
問い合わせください。

いいえ

はい

いいえ

はい

社会保険料・生命保険料・扶養控除  
（人的控除※ひとり親・寡婦・障害者など  
も含む）・医療費控除・寄附金控除  
（ふるさと納税等）を追加したい

社会保険料・生命保険料・扶養控除  
（人的控除※ひとり親・寡婦・障害者など  
も含む）・医療費控除・寄附金控除  
（ふるさと納税等）を追加したい

いいえ

はい

いいえ

はい

2か所以上からの給与や給与所得  
以外の所得が20万円を超えるもの  
がある

給与・年金・雑所得などを含めた  
結果、所得税の納付または還付  
が発生する

いいえ

はい

いいえ

はい

市会場または掛川税務署会場

市会場

掛川税務署会場

●市会場  
【菊川地域】  
庁舎東館7ラザキる3階  
会議室  
【小笠地域】  
小笠支所会議棟

●掛川税務署会場  
掛川税務署別館会議室  
（掛川市緑ヶ丘2-11-4）  
問：掛川税務署  
☎0537-22-5141

< 掛川税務署会場での申告 >

青色申告、海外への仕送証明を必要とする申告、証券口座の取引に係る配当所得の申告、雑損控除を受ける申告、退職所得の申告、初年度住宅借入金等特別控除を受ける申告、令和6年中に死亡した人の申告（準確定申告）、過年分の申告、贈与税・消費税の申告  
※相続税の申告は確定申告会場では受付しません。